新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応(2020年5月17日)

A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd.

©2020 A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd. All rights reserved.無断転載禁止

- 6/1から予定されていた民間旅客機による国際線の着陸再開は、7/1に延期されました。在外タイ人の帰還がまだ終わっていないことが理由かと思われます。報道によりますと強制隔離施設の部屋数は3500室で14日間隔離ですと1日あたり250室を占有しますので、1部屋2名滞在でも1日500名の受入れが限度となります。したがいまして、外国人の受入が再開されても収容人数を考慮すると当面は限定的になるのではないかと思われます。なお、現在のタイ国内の空港の稼働状況について3ページにまとめました。
- 5/15に官報告示された「仏暦２５４８年非常事態における統治に関する勅令」（非常事態令）第９条に基づく決定事項（第７号）により、5/17から①夜間外出禁止時間の短縮（23:00-04:00）、②経済的・生活上の活動と運動や健康増進，レクリエーションに関する活動緩和(第2期)が実施されます。詳細は4-10ページをご覧ください。なお、各都県知事の権限で上記緩和が限定される(厳格化される)場合もあります。
- 入国管理局でのビザ更新、90日レポート提出等の業務が7/31まで延期されています。7/31までにビザが失効の場合でも罰金無しで自動的に延長されます。詳細は11-12ページをご覧ください。
- 月次で提出が求められる税務申告書の提出・納付期限が、電子申告の場合に限り再度延長されています。詳細は13-17ページをご覧ください。
- 5/15付保健省告知に基づき5/16から中国（香港、澳門含む）と韓国が感染症法第8条に定める危険国から解除されました。現在も危険国に指定されている国は、イランとイタリアとなります。

タイ国内空港での規制

５月３日付民間航空局(CAAT)が発表した「航空機の離発着のための空港の使用における条件と制限時間に関するタイ民間航空局告示」別表で公表されている航空機が離発着可能な空港リストは以下のとおりです。

【国内線のみ運航】

ナーン，ピッサヌローク，プレー，メーソート，メーホンソン，ランパーン，コンケン，ナコンパノム，ブリラム，ローイエット，ルーイ，サコンナコン，ウドンターニー，ウボンラチャターニー，チュムポン，トラン，ナコンシータマラート，ラノーン

【国内線及び国際線の運航】国際線フライトの着陸は6/30まで原則禁止

クラビ，チェンマイ(注1)，チェンラーイ(注2)，ドンムアン，サムイ，スワンナプーム，スラーターニー，ハートヤイ，フワヒン，ウタパオ

なお、プーケット国際空港は期限未定で閉鎖中です。

(注1)　到着客は追跡のための個人情報記入が求められます。14日間の自主検疫も求められます。外国人は自費で県が指定する施設で14日の検疫が必要です。

(注2)　到着客はQRコードによる追跡のための個人情報記入が求められます。バンコク及び近隣県、プーケット、深南部4県の居住者は疾病管理官に報告の上、14日間の自宅検疫も求められます。バンコク居住者でない者、他県へ行くためトランジットでバンコクを通過した乗客は疾病管理官に報告は不要ですが、14日間の自宅検疫が求められます。プーケットから来た乗客はWiang Inn Riverside Resortに出頭し14日の隔離が必要です。

出所：民間航空局(CAAT)、首相府報道局(PRD)、在タイ日本国大使館資料

©2020 A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd. All rights reserved.無断転載禁止

©2020 A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd. All rights reserved.無断転載禁止

非常事態令第９条に基づく決定事項第６号による緩和措置 (5/3～)	非常事態令第９条に基づく決定事項第7号による緩和措置 (5/17～)	**継続して禁止される活動**
（1）経済上の業務及び日常生活を送るための活動 （ア）ホテル，空港，駅，停車場，病院，食堂・飲料販売店舗，コンビニ，屋台，歩き売り，路上店舗 • これらにおける飲食の販売は，持帰りのみ営業可。 • 仮に店内での飲食を行う場合は，感染予防の諸措置及び当局による指導に従わなければならない。 • 但し，娯楽施設，パブ，バーを除く。 • 酒類を販売する食堂・飲料販売店舗に関しては，店内での酒類の消費を禁止。	**（1）経済上の業務及び日常生活を送るための活動** （ア）**高級レストラン，フードコート，フードセンター，食堂，一般的な飲食店** • これらにおける飲食の販売は，持帰りのみ営業可。 • 仮に店内での飲食を行う場合は，感染予防の諸措置及び当局による指導に従わなければならない。 • 酒類を販売する食堂・飲料販売店舗に関しては，店内での酒類の消費を禁止。	• 高級レストラン，フードコート，フードセンター，食堂，一般的な飲食店における**店内**での酒類の消費 • 娯楽施設、パブ，バー

出所：COVID-19問題解決センター(CCSA)、在タイ日本国大使館資料

©2020 A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd. All rights reserved.無断転載禁止

非常事態令第９条に基づく決定事項 第６号による緩和措置 (5/3～)	非常事態令第９条に基づく決定事項 第7号による緩和措置 (5/17～)	**継続して禁止される活動**
（1）経済上の業務及び日常生活を送るための活動（続） （イ）デパート，ショッピングセンター，コミュニティモール内の下記に掲げる営業 • スーパーマーケット，医薬品販売 • 日常生活に必要な商品の販売 • 通信機器の小売 • 銀行 • 政府・公社関係の施設。 • 食堂に関しては持帰りのみ営業を認める。 	**（1）経済上の業務及び日常生活を送るための活動（続）** （イ）**デパート，ショッピングセンター，コミュニティーモール**内の下記に掲げる**20時までの**営業 • **コンピュータ、書籍、電器製品、寝具、建材、家具、事務用品、キッチン用品、家庭用品、花、草木、衣服、アクセサリー、化粧品、スポーツ用品** • **コモディティ、金、宝飾品** • **インターネットサービス、ランドリー、機器修理、コピー、カーアクセサリー修理・交換、洗車** • **監督下のクレジットカード、消費者金融** • **保険、生命保険** • **クリニック、歯科** • **男女問わず美容室（シャンプー，カット，調髪，理髪のみ）、ネイルショップ** • **食堂、高級レストラン，フードコート，フードセンター**	• 映画館、ボーリング、スケートリンク、カラオケ • 遊園地、ウォーターパーク、動物園 • 催物場、販促活動、スポーツ競技 • ゲームマシン、コイン遊技機 • 運動場、フィットネス • 会議場、会議室、ホール • 展示場 • 学校、学習塾 • プラクルアン市場 • タイマッサージ、スパ

出所：COVID-19問題解決センター(CCSA)、在タイ日本国大使館資料

©2020 A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd. All rights reserved.無断転載禁止

非常事態令第９条に基づく決定事項第６号による緩和措置 (5/3～)	非常事態令第９条に基づく決定事項第7号による緩和措置 (5/17～)	**継続して禁止される活動**
（１）経済上の業務及び日常生活を送るための活動（続） （ウ）小規模小売及び卸売店，市場，水上市場及び定期市場 下記の措置を行う • 店員及び来店者の検温といった出入り口での管理 • 店内や会計場所での物理的距離の確保といった措置を行った上での営業を認める。	**（１）経済上の業務及び日常生活を送るための活動（続）** （ウ）**大規模小売店舗・卸売店舗**(大規模ホームセンター、家具店等)，**大規模卸売市場**(シームンムアン市場、タラートタイ、フルーツマーケット等) 下記の措置を行う • 店員及び来店者の検温といった出入り口での管理 • 店内や会計場所での物理的距離の確保といった措置を行った上での営業を認める （エ）子どもや高齢者，障がい者を対象とした**介護施設，宿泊施設及び支援施設**は，通常業務として**宿泊の受け入れのみ**営業可能とする。	 • 通常業務としての**宿泊以外**の子どもや高齢者，障がい者を対象とした介護施設，宿泊施設及び支援施設

出所：COVID-19問題解決センター(CCSA)、在タイ日本国大使館資料

©2020 A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd. All rights reserved.無断転載禁止

非常事態令第９条に基づく決定事項第６号による緩和措置（5/3～）	非常事態令第９条に基づく決定事項第7号による緩和措置（5/17～）	**継続して禁止される活動**
（１）経済上の業務及び日常生活を送るための活動（続） （エ）男女向けのいずれを問わず，**美容増進施設や理髪店**に関しては，シャンプー，カット，調髪，理髪に限り営業を認める。この場合，店内での順番待ちを行わない。 	**（１）経済上の業務及び日常生活を送るための活動（続）** （オ）**テレビ番組，映画，映像の制作** • 舞台：全体で10名以下 • 裏方：各係5名以下 -カメラマン、照明 -音響、音声 -撮影 -演出　美術　大道具　小道具 -衣装、ヘアメイク -ディレクター　出演者 -編集、スタジオ、厚生係は撮影班と別 -飲食は個別に配給しなければならない -合計人数50名以下	• **美容増進施設や理髪店**でのシャンプー，カット，調髪，理髪以外のサービス

出所：COVID-19問題解決センター(CCSA)、在タイ日本国大使館資料

©2020 A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd. All rights reserved.無断転載禁止

非常事態令第９条に基づく決定事項 第5, 6 号による緩和措置 (5/3～)	非常事態令第９条に基づく決定事項 第7号による緩和措置 (5/17～)	**継続して禁止される活動**
第２項　関連法規に則した禁止もしくは抑制 （１）教育，試験，研修，もしくは多くの人々が参加するいかなる活動についても，学校及び全ての教育施設の使用を禁ずる。但し，遠隔もしくは情報通信技術を用いた活動は除く。 （２）会議，セミナー，飲食の配布もしくは食事会等，多くの人々が参加する行事の実施を禁ずる。但し，当局による許可がある場合は，十分な広さを有する会場で，参加者が１メートル以上の物理的距離を確保し，密集が生じない，短時間での実施等の諸措置を行った上で，これを認める。	**（１）経済上の業務及び日常生活を送るための活動（続）** （カ）**ホテル内会議室及び会議場での会議** 会議参加人数を制限し，着席型の組織内又は部署内の会議に限る。 （２）運動や健康増進，レクリエーションに関する活動 （オ）**公共図書館，美術館、博物館** • 現代美術を含む美術、 歴史学及び考古学 • 自然科学、人類学、民族学 • 機械科学、医療・公衆衛生 • 郷土資料館、大学・教育機関内の博物館	• ホテル内会議室及び会議場での**組織外を招待した会議** • 当局の許可のないホテル、会議場、展示会内の**研修、セミナー、商品展示会、食事会、イベント** • 教育，試験，研修，もしくは多くの人々が参加するいかなる活動についても，学校及び全ての教育施設の使用を禁ずる。但し，遠隔もしくは情報通信技術を用いた活動は除く。

出所：COVID-19問題解決センター(CCSA)、在タイ日本国大使館資料

©2020 A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd. All rights reserved.無断転載禁止

非常事態令第９条に基づく決定事項第６号による緩和措置 (5/3～)	非常事態令第９条に基づく決定事項第7号による緩和措置 (5/17～)	**継続して禁止される活動**
（２）運動もしくは健康増進のための活動 （ア）病院，クリニック，歯科，もしくは各種医療機関は，定められた法規に従い営業を認める。 （イ）ゴルフ場もしくはゴルフ練習場は営業を認めるが，見学者の同行や競争を行ってはならない。クラブハウス等の営業は(１)(ア)に従う。 （ウ）屋外の運動場に関し，テニス，馬術，射撃，弓術といった物理的距離を保ち，接触を避ける種目に限り認める。また，見学者の同行や競争を行ってはならない。クラブハウス等の営業は(１)(ア)に従う。 （エ）公園，屋外での活動を行う広場，運動施設，運動場，運動施設でのウォーキング，ランニング，自転車，もしくは個人的な運動に限り認める。見学者の同行や競争は禁止。	**（２）運動や健康増進，レクリエーションに関する活動** （ア）**美容医療クリニック，美容増進施設，ネイルショップ，身体や肌の美容の増進**に限り営業可。ただし、顔付近の美容増進は含まない。 百貨店，ショッピングセンター，コミュニティーモール内外を問わない。 （イ）**フィットネスの内、ヨガとフリーウェイト**エリアのみ。集団での運動禁止。器具・ランニングマシン・フィットネスバイク・エリプティカルトレーナー等使用禁止。 （ウ）**バトミントン、セパタクロー、卓球、ヨガ、フェンシング、体操、ロッククライミング**等国際的な規定に基づく選手同士の接触を伴わないスポーツのみ。3名以下のチームは可能であるが観客入場は禁止。 （エ）**屋外及び屋内の公共プール。**ただし、利用者の人数制限を行い1時間以内の利用。レーンロープ使用可。レーン幅は7フィート以上。	• 美容、痩身施設 • 刺青、ピアッシング施設 • 入浴、サウナ、ハーブ浴サービス施設及びマッサージパーラー -美容マッサージ、ボディーマッサージ -入浴、サウナ -温泉、マッサージパーラー • ボクシング場、格闘技教室（ジム） • 百貨店，ショッピングセンター，コミュニティーモール内の運動場、フィットネス • ウォーターパーク、天然池公園、ウォータースポーツ（サーフボード、ジェットスキー、バナナボート他）

出所：COVID-19問題解決センター(CCSA)、在タイ日本国大使館資料

©2020 A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd. All rights reserved.無断転載禁止

非常事態令第９条に基づく決定事項第６号による緩和措置(5/3～)	非常事態令第９条に基づく決定事項第7号による緩和措置(5/17～)	**継続して禁止される活動**
（２）運動もしくは健康増進のための活動（続） （オ）ペットの世話，ペット・スパ，シャンプーやカット，飼育，ペットホテルの営業を認める。 	**（２）運動や健康増進，レクリエーションに関する活動（続）**	

出所：COVID-19問題解決センター(CCSA)、在タイ日本国大使館資料

©2020 A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd. All rights reserved.無断転載禁止

内務省告知(主題：王国内に滞在の外国人への特別許可(第2号))に基づく外国人のタイ王国一時滞在許可の延長措置

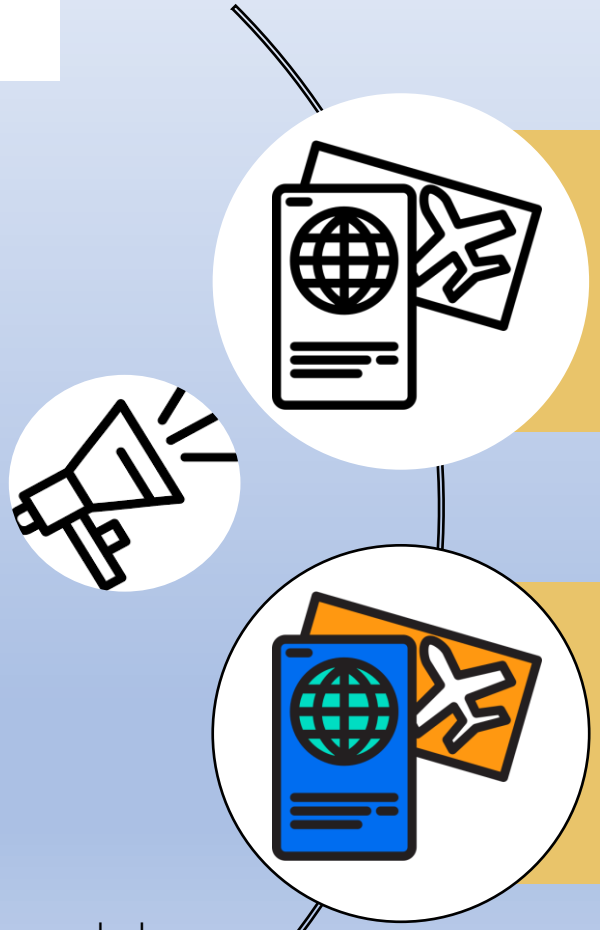

従来：外国人のタイ王国一時滞在許可（あらゆるタイプのビザ）滞在期限延長及び90日レポート提出猶予が3/26から4/30へ延長

新規則: 外国人のタイ王国一時滞在許可（あらゆるタイプのビザ）滞在期限延長及び90日レポート提出猶予が7/31へ延長**

Passport icons made by xnimrodx/flaticon.com

** 現在の事態が解決された場合、外国人はビザ延長及び90日レポートを規則に従い再開する必要

内務省告知(主題：王国内に滞在の外国人への特別許可(第2号))に基づく2020年7月31日までの一時滞在の延長

©2020 A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd. All rights reserved.無断転載禁止

ビザ延長不要　No need to extend visa

90日レポート提出不要
No need to do 90-day reporting

手数料支払不要　No need to pay fee

書類提出不要
No need to submit any documents

**** 入国管理局が自動的に手続きを実施**

** 現在の事態が解決された場合、外国人はビザ延長及び90日レポートを規則に従い再開する必要

源泉徴収税申告・納付期限の延長 (1)

***The Ministry of Finance Announcement Re. The Extension of the period for filing the tax return, sending or paying tax of withholding tax, corporate income tax, value added tax, specific business tax or stamp duty (No. 1 and 2)

源泉徴収税

申告書/月度	従来の申告・納付期限	第一回延長後の申告・納付期限	第二回延長後の申告・納付期限
P.N.D.1月次給与源泉徴収税申告書（2020年3/4月）	2020年4月7日/15日 2020年5月7/15日	2020年5月15日 紙ベース・電子申告共	2020年5月15日 紙ベース 2020年6月1日 電子申告
P.N.D.2月次源泉徴収税申告書（ロイヤリティ、利息、配当等）（2020年3/4月）			
P.N.D.3月次源泉徴収税申告書（個人向けサービス・賃借料等）（2020年3/4月）			
P.N.D.53月次源泉徴収税申告書（法人向けサービス・賃借料等）（2020年3/4月）			
P.N.D.54海外送金の源泉徴収税申告書（2020年3/4月）			

源泉徴収税申告・納付期限の延長 (2)

***財務省告知：源泉徴収税、法人税、付加価値税、特定事業税、印紙税の税務申告、納付期限の延長（No1,2)

源泉徴収税

申告書/月度	従来の申告・納付期限	延長後の申告・納付期限
P.N.D.1月次給与源泉徴収税申告書（2020年5/6/7/8月）	2020年6月7/15日	2020年6月7/30日
P.N.D.2月次源泉徴収税申告書（ロイヤリティ、利息、配当等）（2020年5/6/7/8月）	2020年7月7/15日	2020年7月7/31日
P.N.D.3月次源泉徴収税申告書（個人向けサービス・賃借料等）（2020年5/6/7/8月）	2020年8月7/15日	2020年8月7/31日
P.N.D.53月次源泉徴収税申告書（法人向けサービス・賃借料等）（2020年5/6/7/8月）	2020年9月7/15日	2020年9月7/30日
P.N.D.54海外送金の源泉徴収税申告書（2020年5/6/7/8月）	紙ベース/電子申告	紙ベース/電子申告

付加価値税申告・納付期限の延長（1）

***財務省告知：源泉徴収税、法人税、付加価値税、特定事業税、印紙税の税務申告、納付期限の延長（No1,2）

付加価値税

P.P.30付加価値税月次申告書（2020年3/4月）
- 申告書/月度

2020年4月15/23日
2020年5月15/23日
- 従来の申告・納付期限

2020年5月23日
紙ベース・電子申告共
- 第一回延長後の申告・納付期限

2020年5月23日
紙ベース
2020年6月1日
電子申告
- 第二回延長後の申告・納付期限

P.P.36海外送金の付加価値税申告書（2020年3/4月）
- 申告書/月度

2020年4月7/15日
2020年5月7/15日
- 従来の申告・納付期限

2020年5月15日
紙ベース・電子申告共
- 第一回延長後の申告・納付期限

2020年5月15日
紙ベース
2020年6月1日
電子申告
- 第二回延長後の申告・納付期限

©2020 A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd. All rights reserved.

付加価値税申告・納付期限の延長（2）

***財務省告知：源泉徴収税、法人税、付加価値税、特定事業税、印紙税の税務申告、納付期限の延長（No1,2）

付加価値税

P.P.30付加価値税月次申告書（2020年5/6/7/8月）

・申告書/月度

2020年6月15/23日
2020年7月15/23日
2020年8月15/23日
2020年9月15/23日
紙ベース/電子申告

・従来の申告・納付期限

2020年6月15/30日
2020年7月15/31日
2020年8月15/31日
2020年9月15/30日
紙ベース/電子申告

・延長後の申告・納付期限

P.P.36海外送金の付加価値税申告書（2020年5/6/7/8月）

・申告書/月度

2020年6月7/15日
2020年7月7/15日
2020年8月7/15日
2020年9月7/15日
紙ベース/電子申告

・従来の申告・納付期限

2020年6月7/30日
2020年7月7/31日
2020年8月7/31日
2020年9月7/30日
紙ベース/電子申告

・延長後の申告・納付期限

©2020 A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd. All rights reserved.

特定事業税申告・納付期限の延長

特定事業税

P.T.40特定事業税
月次申告書
（2020年3/4月）

・申告書/申告月

2020年4月15/23日
2020年5月15/23日

・従来の申告・納付期限

2020年5月23日
紙ベース・電子申告共

・第一回延長後の申告・納付期限

2020年5月23日
紙ベース
2020年6月1日
電子申告

・第二回延長後の申告・納付期限

P.T.40特定事業税
月次申告書
（2020年5/6/7/8月）

・申告書/申告月

2020年6月15/23日
2020年7月15/23日
2020年8月15/23日
2020年9月15/23日
紙ベース/電子申告

・従来の申告・納付期限

2020年6月15/30日
2020年7月15/31日
2020年8月15/31日
2020年9月15/30日
紙ベース/電子申告

・延長後の申告・納付期限

***財務省告知：源泉徴収税、法人税、付加価値税、特定事業税、印紙税の税務申告、納付期限の延長（No1,2)

©2020 A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd. All rights reserved.